



令和 7 年第 2 回  
大阪南消防組合議会  
定例会会議録

令和 7 年 6 月 6 日開会  
令和 7 年 6 月 6 日閉会

大阪南消防組合議会

令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和7年6月6日（金）午前10時00分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

|       |        |                                                        |
|-------|--------|--------------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 議会運営委員会委員長報告                                           |
| 日程第2  |        | 会議録署名議員の指名について                                         |
| 日程第3  | 選挙第1号  | 議長の選挙について                                              |
| 日程第4  |        | 会期の決定について                                              |
| 日程第5  | 報告第3号  | 専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」                              |
| 日程第6  | 報告第4号  | 専決処分報告について「職員の給与に関する条例の一部改正について」                       |
| 日程第7  | 報告第5号  | 専決処分報告について「職員の退職手当に関する条例の一部改正について」                     |
| 日程第8  | 報告第6号  | 専決処分報告について「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第9  | 報告第7号  | 専決処分報告について「令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第2号)」                  |
| 日程第10 | 報告第8号  | 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について                   |
| 日程第11 | 議案第7号  | 財産の取得について                                              |
| 日程第12 | 議案第8号  | 財産の取得について                                              |
| 日程第13 | 議案第9号  | 財産の取得について                                              |
| 日程第14 | 議案第10号 | 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて                          |
| 日程第15 | 議案第11号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                   |
| 日程第16 | 議案第12号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第17 | 議案第13号 | 職員の旅費に関する条例の全部改正について                                   |
| 日程第18 | 議案第14号 | 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例の制定について                       |
| 日程第19 |        | 一般質問について                                               |

○出席議員（18名）

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 遠藤智子議員  |
| 2 番  | 丹羽 実議員  |
| 3 番  | 峯 弘之議員  |
| 4 番  | 笠原由美子議員 |
| 5 番  | 生田達也議員  |
| 6 番  | 西田いく子議員 |
| 7 番  | 辰巳真司議員  |
| 8 番  | 三島克則議員  |
| 9 番  | 中村保治議員  |
| 10 番 | 沼元彩佳議員  |
| 11 番 | 國下尊央議員  |
| 12 番 | 高田伸也議員  |
| 13 番 | 西川 宏議員  |
| 14 番 | 峯 満寿人議員 |
| 15 番 | 奥山 渉議員  |
| 16 番 | 笹井喜世子議員 |
| 17 番 | 片山敬子議員  |
| 18 番 | 南本 斎議員  |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

|           |       |
|-----------|-------|
| 管理者       | 富宅正浩  |
| 副管理者      | 吉村善美  |
| 副管理者      | 西野修平  |
| 副管理者      | 山入端 創 |
| 副管理者      | 岡田一樹  |
| 副管理者      | 田中祐二  |
| 副管理者      | 森田昌吾  |
| 副管理者      | 菊井佳宏  |
| 消防局長      | 保田知孝  |
| 局次長兼柏羽藤署長 | 永橋宏隆  |
| 局次長       | 安尾光弘  |
| 富田林署長     | 山口慎太郎 |
| 警防部長      | 武田嘉泰  |
| 河内長野署長    | 北野一明  |
| 総務部長      | 北野佳則  |
| 総務部次長     | 向井康浩  |
| 警防部次長     | 兼崎陽太  |
| 指令センター長   | 市原英和  |
| 警防部次長     | 井上真則  |

○職務のため出席した職員

|      |       |
|------|-------|
| 書記長  | 日山達男  |
| 担当職員 | 宮崎充弘  |
| 書記   | 小林大吾  |
| 担当職員 | 岸之上裕二 |

△開会 午前10時00分

○三島克則副議長 皆様、おはようございます。

本日は、令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変ご多忙にもかかわらず、ご参集いただきまして厚く御礼申し上げます。

本定例会は、富田林市、藤井寺市及び千早赤阪村議会の役員選挙後の初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、私、副議長の三島が議事の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこの度、富田林市、藤井寺市及び千早赤阪村において役員改選がございましたので、消防組合議員に就任されました議員の自己紹介をお願いいたします。

まずは、富田林市選出の皆様をお願いいたします。

◆遠藤智子議員 皆様、おはようございます。富田林市の遠藤智子でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

◆辰巳真司議員 おはようございます。富田林市議会議員の辰巳真司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆西川 宏議員 同じく富田林市の西川宏と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三島克則副議長 次に藤井寺市選出の皆様をお願いいたします。

◆生田達也議員 藤井寺市の生田でございます。引き続き、消防議会議員としてお世話になります。よろしくお願い申し上げます。

◆國下尊央議員 おはようございます。藤井寺市の國下でございます。昨年に引き続き、消防組合議会議員になりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆片山敬子議員 藤井寺市の片山敬子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○三島克則副議長 最後に千早赤阪村選出議員お願いいたします。

◆南本斎議員 はい、改めましておはようございます。ただいまご紹介いただきました千早赤阪村の南本でございます。再び、河内地域の消防行政に関わることができまして嬉しく思っております。

自然災害等が頻発する中、従来からの消防業務に留まらず、多岐にわたり尽力いただくことが多いと考えております。広域連携の力を発揮していただき、地域のために人命救助最優先で今後とも引き続きよろしくお願いしたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○三島克則副議長 ありがとうございます。

なお、議会運営委員会委員には、委員会条例第6条の規定により、5月20日付けで、富田林市選出の西川宏議員、藤井寺市選出の片山敬子議員、千早赤阪村選出の南本斎議員をそれぞれ指名いたしました。また、片山議員におかれましては、5月23日開催の議会運営委員会でも委員長にご就任されましたので併せてご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして消防組合管理者からご挨拶をお受けすることにいたします。

◎富宅正浩管理者（挙手）議長。

○三島克則副議長 富宅管理者。

◎富宅正浩管理者 皆様、改めましておはようございます。管理者の柏原市長富宅でございます。

本日は、令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会を参集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご参集賜りまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日は、報告案件6件、財産の取得3件、人事案件1件、条例案件4件の合計14案件をご提案させていただきます。予定でございます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○三島克則副議長 ありがとうございます。

ただいまの出席議員18名でございます。定足数に達しております。よって、ただいまから令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会を開催いたします。

#### △開議

○三島克則副議長 直ちに本日の会議に入ります。

この度、大阪南消防組合議員にご就任されました議員の議席の指定を行います。

1番 遠藤智子議員、5番 生田達也議員、7番 辰巳真司議員、11番 國下尊央議員、13番 西川宏議員、17番 片山敬子議員、18番 南本斎議員。

以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

○三島克則副議長 日程第1、議会運営委員会委員長報告を議題とします。片山敬子議会運営委員会委員長、ご報告願います。

〔片山敬子委員長 演台へ移動〕

◆17番（片山敬子議員） 皆様、こんにちは。議会運営委員会の片山敬子でございます。

去る5月23日と本日9時30分に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

まず、副議長からご案内がありましたとおり議会運営委員会委員長が空席となっておりますので、互選の結果、私、片山敬子が委員長にご指名をいただきましたのでご報告を申し上げます。

本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表のとおり19件となっております。

定例会の流れといたしましては、まず、副議長より会議録署名議員の指名を行います。

続いて現在、空席となっております議長の選挙について、副議長から指名推薦の方法により行います。その後、新議長からご挨拶をお受けした後、副議長と交代いたします。

続いて会期を決定いたします。なお会期は、本日令和7年6月6日、1日間としております。

次に本日の提出案件でございますが、報告案件が6件、議案については、財産の取得案件3件、人事案件1件、条例案件4件の計8件となっており、それぞれ提案理由の説明を受け採決を行います。最後に一般質問となっております。

なお、議案質疑については、報告第3号及び第4号 専決処分報告について、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第12号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第13号 職員の旅費に関する条例の全部改正について、質疑の通告を受けております。一般質問については、お手元の資料の内容を記載の4名の議員から受けておりますので質問をしていただきます。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、円滑なる議会運営ができますことをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

〔片山敬子委員長 自席へ移動〕

- 三島克則副議長 片山委員長、ありがとうございます。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会を進めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

- 三島克則副議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議席12番 高田伸也議員、議席13番 西川宏議員を指名いたします。高田議員、西川議員よろしくお願いいたします。

- 三島克則副議長 次に、日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦による事に決定いたしました。

お諮りします。指名は、私から行うこととさせていただきます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。

消防組合議会議長に富田林市から選出されております、辰巳真司議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、指名いたしました、辰巳真司議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、辰巳真司議員が満場一致をもって当消防組合議会議長に当選いたしましたので、本席から会議規則第32条第2項により告知いたします。

それでは、ただいま議長に当選されました、辰巳真司議員から発言を求められておりますので許可いたします。

〔辰巳真司議長 演台へ移動〕

- 辰巳真司議長 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま、議長の選挙におきまして私をご指名いただき、そしてまた、満場一致のご承認いただきましたことに、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ついては議員皆様方を初め、理事者並びに消防職員の皆様方のご協力を賜りながら、今後進めてまいりたいと思っております。議長就任に当たりまして、一言の挨拶にしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

〔辰巳真司議長 自席に着く〕

- 三島克則副議長 これをもちまして、私の副議長としての職務を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。辰巳議長、議長席にお着き願います。ありがとうございます。

〔三島副議長 自席に着く、辰巳議長 議長席に着く〕

- 辰巳真司議長 それでは、私から議事を進めてまいります。

- 辰巳真司議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日１日間と決しました。

○辰巳真司議長 次に、日程第５、報告第３号 専決処分報告について、を議題といたします。  
理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長、消防局長保田です。

○辰巳真司議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 恐れ入りますが、議案書２ページをお開きください。

専決させていただきました内容は、損害賠償の額の決定でございます。これは、地方自治法第１８０条第１項の規定及び管理者の専決処分事項の指定によりまして、専決処分させていただいたことについて報告するものであります。案件は、４件あります。

１件目について、順次、説明させていただきます。議案書３ページ、議案参考資料１ページをお開きください。

令和６年１２月２３日１４時４８分頃、救急活動中に発生した事故で、急病により傷病者を救急車内収容後、持ち出していた救急資器材を救急車内に積載しましたが、ベルトの固定が不十分であったため、走行中車両の振動でベルトが外れ傷病者側へ倒れ、傷病者の左頭部に接触した事案でございます。損害賠償の額は、病院受診費用１万６,４１７円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

２件目、議案書４ページ、議案参考資料２ページをお開きください。

令和７年１月２１日９時５８分頃、救急活動中に発生した事故でありまして、隊員２名が建物内で傷病者をストレッチャーで搬送していたところ、後ろ向きに搬送していた隊員が机と接触、机の上に設置されていたスタンドライトが床に落下して破損させた事案でございます。損害賠償の額は、破損したスタンドライト１１万２,７５０円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

３件目、議案書５ページ、議案参考資料３ページをお開きください。

令和７年３月１８日１７時３５分頃、救急出動中に発生した事故で、緊急走行中、医療機関へ搬送中、停車していた対向車とすれ違う際に、救急車と対向車両、双方の車体右後方部が接触した事案でございます。損害賠償の額は、相手方の修繕及び代車の費用でありまして７万２,４５７円、市有物件災害共済会から全額補填されます。

４件目、議案書６ページ、議案参考資料４ページをお開きください。

令和７年３月１９日１３時２３分頃、立入検査のため対象となるビル敷地内駐車場に消防車を駐車しようとしたところ、敷地内、路面にある雨水桝の蓋を車両の重量により破損させた事案でございます。損害賠償の額は、雨水桝の蓋交換費用１万５,４００円で、市有物件災害共済会から全額補填されます。

以上が損害賠償の額の決定に関する報告となります。よろしくお申し上げます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

◆１６番（笹井喜世子議員）（挙手）議長。

○辰巳真司議長 笹井喜世子議員。

◆１６番（笹井喜世子議員） おはようございます。１６番 笹井です。報告第３号の専決第１号の専決処分報告の４件のうち、最初の１件目について質問をさせていただきます。今回の事故は、持ち出していた除細動器のベルトの固定が不十分でベルトが外れ、傷病者の左頭部を負傷させたということです。そこで傷病者のけがの状況、普段のチェック体制と、今後の対応についてお聞きします。よろしくお願いいたします。

○辰巳真司議長 はい、答弁を求めます。

◎永橋宏隆柏羽藤消防署長（挙手）議長、柏羽藤消防署長永橋です。

○辰巳真司議長 はい、永橋柏羽藤消防署長。

◎永橋宏隆柏羽藤消防署長 お答えさせていただきます。

まず、傷病者のけがの状況でございますが、事故当時は、隊員がその場で負傷部位を確認しましたが、打撲痕や出血等は認められず、医師の診察では、左頭部打撲で軽症という結果でし

た。

次に、普段のチェック体制についてですが、資機材を固定した際は、「固定よし」や「ロックよし」など、目視と発声で確認を行っています。しかし、今回の事故では、傷病者の状況から早期に心電図評価を行う必要があると判断したことから、資機材の固定確認が疎かになってしまったものでございます。

今回の事故は、防ぎ得た事故であり、普段から目視と発声で確認を行う基本動作が、いかに重要であるかを救急隊に再徹底し、訓練や研修の機会を通じて教育の上、再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございます。

けがの状況は、軽症であるということで安心をいたしました。救急での治療や対応は、緊急性を伴うことであるのは大変承知もしておりますが、そこで更なる事故が起こることは絶対に避けなければなりません。ご答弁でも防ぎ得た事故であるとのことでした。再発防止の取り組みを強化していただくとともに、今回の事故では、参考資料の写真を見せていただきましたが、除細動器がちょうど顔の横にあるという位置の問題もあるとも考えますので、そうした機器の配置についても再考していただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。

○辰巳真司議長 他に質疑はございませんか。

◆4番（笠原由美子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 はい、笠原議員。はい、すいません。

◆4番（笠原由美子議員） おはようございます。それでは、質問を1点させていただきます。報告第3号の専決第8号の専決について、でございます。よろしくお願いいたします。

これは、消防車を駐車しようとしたときに、敷地内に設置をされている雨水桝の蓋を破損させたという内容でございますが、よろしいですか。

○辰巳真司議長 はい、続けてください。

◆4番（笠原由美子議員） 続けてよろしいですか。

○辰巳真司議長 はい。

◆4番（笠原由美子議員） わかりました。議長ありがとうございます。この件につきましては、雨水桝の蓋を車両の重量によって破損させたということになってございますが、雨水桝の終了完了までの日数・期間を教えてくださいと同時に、その間の安全対策についてお聞きをいたします。

○辰巳真司議長 答弁を求めますが、大丈夫ですか。この場で暫時休憩いたします。

△休憩 午前10時23分

△休憩 午前10時24分

○辰巳真司議長 はい、休憩前に返り、会議を再開をいたします。答弁を求めます。

◎北野一明河内長野消防署長（挙手）議長、河内長野消防署長北野です。

○辰巳真司議長 指名します。北野河内長野消防署長。

◎北野一明河内長野消防署長 質問に対してお答えさせていただきます。

日程にあつては、1日で雨水桝のほうは、完了しております。また、業者をお願いしておりますので、その業者によって安全管理はしていただいております。以上です。

◆4番（笠原由美子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 笠原議員。

◆4番（笠原由美子議員） はい、ありがとうございます。1日で終了、完了という答えでよろしいんですか。

◎北野一明河内長野消防署長（挙手）

○辰巳真司議長 北野署長。

◎北野一明河内長野消防署長 答弁させていただきます。はい、1日で完了しております。以上です。

◆4番（笠原由美子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 笠原議員。

◆4番（笠原由美子議員） それでは、いまは業者に頼んで終了してもらっているというよりは、

1日で終了して、安全対策は業者に任せる。それは、消防本部がすることではなく、向こうの建物とかの管理の関係やと思います。ただ、この間の安全対策として終了1日かかっている間、やはり雨水桝の蓋は、開いたままの状態だと思うので、その辺の安全対策をどのようにされたかについて聞いたかったです。

◎北野一明河内長野消防署長（挙手）

○辰巳真司議長 北野消防署長。

◎北野一明河内長野消防署長 質問に答えさせていただきます。蓋が閉まってない間は、その上にですね、板等を敷いて安全管理をしていたと聞いております。以上です。

◆4番（笠原由美子議員） 結構です。

○辰巳真司議長 はい、よろしいですか。他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。なお、報告第3号の専決処分報告 損害賠償の額の決定については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

-----  
○辰巳真司議長 次に、日程第6、報告第4号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 恐れ入りますが議案書7ページ、議案参考資料5ページをお開きください。日程第6、報告第4号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、職員の給与に関する条例の一部改正について、でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものであります。

今回の改正は、令和6年人事院勧告に関して、情勢適応の原則に則り、令和7年4月から適用されるものについて、国に準じた改正を8市町村の3月議会の議決結果をもとに行ったものでございます。

主な改正内容の1点目は、給料表の見直しです。一般職給料表の4等級から特1等級までの初号給の一部をカットし、他の初号給の額を引き上げるものであります。

2点目は、地域手当の改正です。地域手当の支給割合は、8市町村の配置数による加重平均としておりますことから、現行の6.9%から令和7年度は、10.3%に引き上げたものでございます。なお、経過措置としまして令和6年3月31日において、柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員であった者につきましては、現行の10%から令和7年度は11%、富田林市及び河内長野市の職員であった者につきましては、現行の6%から令和7年度は10%に引き上げたものでございます。

3点目は、その他の手当の改正でございます。配偶者に対する扶養手当を廃止し、子に対する手当支給額を月額1万3,000円に改定いたしました。こちらは経過措置の期間を設け、段階的に改定をまいります。

次に管理職員特別勤務手当について、深夜勤務の支給対象時間を、従来の午前0時から午前5時を、午後10時から翌午前5時へ拡大いたしました。

最後に住居手当につきましては、定年前再任用の短時間勤務職員等にも、住居手当を支給することといたしました。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、構成市町村の職員と同様の支給とするため、日程上議会の開催も思うにまかせない状況であったため、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）議長。

○辰巳真司議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） 私からは、2点伺いたいと思います。

1点目には、地域手当の改正についてですが、令和7年度から段階的に実施とされていますが、柏羽藤の職員と富田林、河内長野の職員とでは、今お聞きしましたら、まだ1%の差があります。段階的に移行していくということですが、同じになるというその時期を教えてください。

2点目には、扶養手当の見直しについてです。子に係る手当は、引き上げられますが、配偶者に係る手当は、廃止されるということです。そこで配偶者の減額となる職員数、そして子の増額となる職員数を教えてください。またこの改正での増減額も併せてお願いします。以上です。

○辰巳真司議長 答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 (挙手) 議長 総務部長北野です。

○辰巳真司議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 議員の質問2点の内容について、お答えいたします。

まず1点目、地域手当の改正については、8市町村それぞれが人事院勧告どおりであれば、令和8年度には統一となりますが、そうでない場合は8市町村が同じ割合となった時点で統一されることとなります。

続いて2点目、扶養手当の見直しについてですが、改正により令和7年度の配偶者に係る手当の減額となる職員数は、職員数572人に対して196人となっており、減額合計は823万2,000円、また、子に係る手当の増額となる職員数は、243人で増額の合計は1,047万6,000円を見込んでおり、2つの扶養手当の差引きは、224万4,000円の増額となる見込みでございます。

説明については、以上となります。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) ご答弁ありがとうございました。

それでは、1点目の地域手当についてですが、人事院の勧告によるとのご答弁でした。8市町村がそれぞれ人事院勧告どおりであれば令和8年度には統一になる。しかしそうでない場合は、8市町村が同じ割合となった時点で統一されるということになるということです。しかし、現在地域による生計費に差はないのが実態ではありませんか。

地域手当は、段階的ではなく、消防の広域化で大阪南消防組合になったのですから、地域手当については、来年度には同じようになるように要望をいたします。

2点目扶養手当の今回の見直しで、増額となる職員は243人、それに対して、減額となる職員は196人ということで、この196人もの職員の実質賃金が減額となるということです。減額となる職員が大変多いということにちょっと驚きました。職員の不利益にならないようにすべきだというふうに考えます。

今後、物価高騰も続くなか、ますます職員の生活が苦しくなるということが予想されるなか、職員の生活を守るための実質賃金が減らないよう減額とならないよう制度の改正を強く求めていただくように要望しまして質問を終わります。

○辰巳真司議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第6、報告第4号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決処分報告 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決しました。

○辰巳真司議長 次に、日程第7、報告第5号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書22ページ、議案参考資料12ページをお開きください。日程第7、報告第5号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、職員の退職手当に関する条例の一部改正について、でございます。これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分させていただきましたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

この改正は、雇用保険法等の改正により「就業促進手当」のうち「就業手当」が廃止されたことに伴い実施したものでございます。

主な改正内容は、就業者の退職手当に関して、「就業促進手当」相当分の支給対象を「職業に就いた者」から「安定した職業に就いた者」へと見直しを行い、退職手当の支給日数の算定において、「就業手当に関する規定」を削除いたしました。

なお、この条例の施行日は、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日としております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、法律の施行日が 4 月 1 日となっておりますことから日程上議会の開催も思うにまかせない状況であったため、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 7、報告第 5 号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第 5 号、専決処分報告 職員の退職手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決しました。

---

○辰巳真司議長 次に、日程第 8、報告第 6 号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○保田知孝消防局長 （挙手）議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

○保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 25 ページ、議案参考資料 15 ページをお開きください。日程第 8、報告第 6 号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分させていただきましたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

この改正は、いわゆる育児・介護休業法の一部改正に伴い、国と同等の措置を講じるために行ったものでございます。

改正の内容といたしましては、申請により超過勤務の免除の対象となる子の年齢の範囲を、現行の「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」へと拡大したものでございます。

また、介護と両立を支援する制度等をより利用しやすくするための勤務環境の整備として、制度の周知、面談の実施、相談体制の整備等の措置を講じることとしております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、法律の施行日が 4 月 1 日となっておりますことから、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況であったため、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 8、報告第 6 号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分報告 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり承認することに決しました。

○辰巳真司議長 次に、日程第9、報告第7号 専決処分報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書29ページをお開きください。日程第9、報告第7号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第2号)でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書30ページをお開きください。補正いたしました内容は、第1条で繰越明許費を定めたものでございます。

続きまして、議案書31ページをお開きください。これは現在、藤井寺分署に配置しております消防ポンプ自動車の主ポンプが故障したため、修繕の交換をお願いしましたが、年度内に完了しないことが判明したため、次年度に279万4,000円を繰り越したものでございます。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げるべきではございますが、日程上議会の開催も思うにまかせない状況であったため、専決処分とさせて頂いた次第でございます。

以上が専決処分報告の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第9、報告第7号 専決処分報告を承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第7号、専決処分報告 令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり承認することに決しました。

○辰巳真司議長 次に日程第10、報告第8号 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書32ページをお開きください。

日程第10、報告第8号 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、でございます。

これは、歳出予算の確定額を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

次に議案書33ページをお開きください。繰り越しました事業は、表に記載の通り4件で、内訳は、3台の消防自動車更新事業及び先ほど補正予算でもご説明いたしました消防自動車の主ポンプ交換事業でございます。

翌年度繰越額の総額は、3億3,947万6,000円で財源の内訳でございますが、令和6年度から繰り越しました一般財源の総額は1,076万円、それ以外は、国庫支出金および地方債の特定財源であり、未収入の財源については令和7年度中に歳入する予定でございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第8号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

---

○辰巳真司議長 次に日程第11、議案第7号 財産の取得について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書34ページ、議案参考資料20ページをお開きください。日程第11、議案第7号 財産の取得について、でございます。

これは、災害対応消防ポンプ自動車CD-I型水槽付の購入に伴う財産の取得でございます。現在、柏原分署に配置している車両を更新し、消防力の充実強化を図るもので、取得方法は指名競争入札、取得価格は消費税込みの5,247万円、取得の相手方は株式会社モリタ関西支店でございます。入札経過は資料の記載のとおりでありまして、消防ポンプ自動車を希望業種とした業者を指名いたしました。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第11、議案第7号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○辰巳真司議長 次に、日程第12、議案第8号 財産の取得について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書35ページ、議案参考資料21ページをお開きください。日程第12、議案第8号 財産の取得について、でございます。

これは、災害対応特殊救急自動車2台分及びその資機材の購入に伴う財産の取得でございます。現在、羽曳野出張所及び河内長野消防署に配置している車両及び資機材を更新し、消防力の充実強化を図るものでございます。取得の方法は、指名競争入札、取得価格は、消費税込みの6,930万円でございます。取得の相手方は、大阪トヨペット株式会社法人営業部でございます。入札経過は、資料に記載のとおりでありまして、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を希望業種とした業者を指名いたしました。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第12、議案第8号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○辰巳真司議長 次に、日程第13、議案第9号 財産の取得について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 36 ページ、議案参考資料は 22 ページをお開きください。日程第 13、議案第 9 号 財産の取得について、でございます。

これは、情報化システム一式の更新に伴う財産の取得で情報化システム更新計画に基づき、パソコン 80 台を更新するもので、更新に伴い D X 化、ペーパーレス化の推進を図るものでございます。取得の方法は、指名競争入札を行い、リースによる 5 年長期契約で、取得価格は消費税込み月額 47 万 4,100 円、総額は 2,844 万 6,000 円で、取得の相手方は N X・T C リース&ファイナンス株式会社大阪支店でございます。入札経過は、資料に記載のとおりで O A・P C 事務機器等を扱うリースを選択している業者を指名いたしました。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 13、議案第 9 号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号については、原案のとおり可決することに決しました。

-----  
○辰巳真司議長 次に、日程第 14、議案第 10 号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 37 ページ、議案参考資料 23 ページをお開きください。日程第 14、議案第 10 (号) 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、でございます。

これは、前監査委員 巽完次氏が令和 7 年 6 月 2 日をもって任期満了となられたため、現在空席となっております識見を有する監査委員の後任として、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議をお願いいたしますのは、植田眞功(様)でございます。お住まいは、柏原市平野、昭和 31 年生まれの 69 歳でいらっしゃいます。職業は、会社役員でございます。

略歴といたしまして、昭和 55 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間、柏原市役所で勤務され、その間会計管理者、健康福祉部長、市民部長をはじめ要職を務められました。

植田氏は、人格高潔で常に公平な立場で物事を判断されることから、監査委員として誠に適任であると考えております。

なお、委員の任期につきましては、4 年でございます。以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 14、議案第 10 号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号については、原案のとおり同意することに決しました。

-----  
○辰巳真司議長 次に、日程第 15、議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 38 ページ、議案参考資料 24 ページをお開きください。日程第 15、議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、でございます。

これは令和 6 年 8 月 1 日、総務省消防庁通知で、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合を要件に支給する手当の創設について助言がありました。緊急消防援助隊は、大規模災害の被災地において危険を伴う救助活動等に従事することから、その特殊性を考慮し、本消防組合におきましても緊急消防援助隊として出動した場合の手当を支給できるよう、所要の改正を行うものでございます。なお、手当の財源につきましては、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されることとなります。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆6 番（西田いく子議員）（挙手）議長。

○辰巳真司議長 西田いく子議員。

◆6 番（西田いく子議員） おはようございます。私からは、この改正内容について 2 点お尋ねします。

1 点目、緊急消防援助隊に従事する職員の特殊勤務手当について、これまで支給がなかったのかお聞きします。これまでもあったというなら、金額はいくらだったのでしょうか。

2 点目、1 人日額 3,970 円、これは全国共通なのでしょうか。違うのであれば、最大値の手当は、いくらなのでしょうか。またこの金額の根拠について教えてください。よろしくお願いいたします。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 議長。

○辰巳真司議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 議員のご質問 2 点の内容についてお答えをさせていただきます。

まず 1 点目、緊急消防援助隊に従事する職員の特殊勤務手当については、これまでは、「特殊勤務手当」としての支給ではなく、「災害対策旅費」として大阪府の「災害対策旅費」と同額の 3,970 円を支給しておりました。今回、総務省消防庁通知により、特殊勤務手当に変更したもので、金額は、同額となっております。

続いて 2 点目、金額については全国共通ではなく、各自治体に委ねられています。この金額については、前述の「災害対策旅費」を根拠に作成いたしました。この金額は、大阪府の支給金額と同額としております。なお、府下消防の最大金額は 4,000 円で、全国的には 5,000 円の消防もございます。説明については、以上となります。

◆6 番（西田いく子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 西田議員。

◆6 番（西田いく子議員） ありがとうございます。今回の改正の理由は、分かりました。

国民、地域住民の安全安心を守るためとはいえ、過酷なお仕事です。大規模災害が多発しており、定数を満たない職員さんの数の中で、やりくりしています。手当の額で仕事へのモチベーションが変わるわけではないと思いますが、3,970 円より多い額のところもあるとおっしゃっておられました。絶えず、「これでいいのか」と見直しても含めて、検討していただきたいと要望いたしまして私からは、以上です。

○辰巳真司議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 15、議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○辰巳真司議長 次に、日程第 16、議案第 12 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 40 ページ、議案参考資料 26 ページをお開きください。日程第 16、議案第 12 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、でございます。

この改正は、職員が過失による事故で執行猶予付きの拘禁刑以上の刑が確定した場合であっても、執行猶予付きであり特に必要と認める場合は、失職しないことを可能とするものであります。また、その刑の執行猶予が取り消された場合は、失職となることもあわせて規定しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆ 6 番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 西田議員。

◆ 6 番 (西田いく子議員) 私からは、この改正内容についてお尋ねいたします。過去に執行猶予付きの拘禁刑以上の刑が確定した場合、この事例はあるのか教えてください。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 議長。

○辰巳真司議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 議員質問の内容についてお答えいたします。

広域化前の 3 消防本部を含めまして、過去に事例はございませんでした。全国的には、2017 年兵庫県川西市にて、公用車で事故を起こし、自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷罪）で禁固 2 年執行猶予 3 年の有罪判決が確定した際に、職員の長時間勤務が続いていたこと、また、遺族から刑罰を求めない考えが述べられたこと等をもって、本組合の改正内容にあたる、失職の例外を適用し、停職 6 か月の懲戒処分を行ったという事例がございます。以上でございます。

◆ 6 番 (西田いく子議員) (挙手)

○辰巳真司議長 西田議員。

◆ 6 番 (西田いく子議員) 今回の改正の理由について分かりました。

過去事例がなかったとのこと。いま事例をあげてお答えいただきましたが、この方が、遺族の優しさなどにも救われて、職場復帰できて良かったと思います。無理なく働ける職場環境が大事だという事例でもあると思います。何より、当然このようなことが起こらず、条例が適用されないことが一番良いことだと思いますので、注意を怠ることがないよう、指導・啓発していただくよう要望させていただいて、私からは、以上です。

○辰巳真司議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 16、議案第 12 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○辰巳真司議長 次に日程第 17、議案第 13 号 職員の旅費に関する条例の全部改正について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 42 ページ、議案参考資料 28 ページをお開きください。日程第 17、議案第 13 号 職員の旅費に関する条例の全部改正について、でございます。

本改正は、国家公務員の旅費に関する法律の改正に伴い、必要な整備を行うため、旅費に関する条例を全面的に改正するものでございます。

主な改正内容の 1 点目は、宿泊費の支給方法の変更です。従来の定額支給から、上限付きの実費支給といたします。宿泊費の上限額は、特別職が 2 万 7,000 円、一般職が 1 万 9,000 円とし、地域別の宿泊基準額は、規則で定めます。

2 点目は、包括宿泊費への対応です。新たに包括宿泊費、いわゆるパック旅行に関する規定を設け、上限額は、交通費と宿泊基準額の合計といたします。

3 点目は、宿泊手当の見直しです。食事代や諸経費を考慮し、1 泊あたり 2,400 円を支給いたします。なお、この条例の施行は、公布の日といたします。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆6 番（西田いく子議員）（挙手）議長。

○辰巳真司議長 西田議員。

◆6 番（西田いく子議員） 太子町議会でもこの条例改正がありましたけれども、一部改正でした。また、今回条例について一部改正ではなく全部改正とされたのでしょうか。理由についてお聞きいたします。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長 議長。

○辰巳真司議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 ただいまの議員のご質問内容についてお答えいたします。

今回の改正は国の通知に基づいて実施するものでございます。大阪南消防組合の運用開始時に、柏原羽曳野藤井寺消防組合の職員の旅費に関する条例を一部改正し運用をしてきましたが、国に合わせるにあたって、改正部分が広範囲にわたり、一部改正の方式によっては改正が複雑となり、分かりにくくなるため、全部改正とさせていただきました。説明については、以上となります。

◆6 番（西田いく子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 西田議員。

◆6 番（西田いく子議員） ありがとうございます。今回の全部改正とされた理由がわかりました。私からは以上です。

○辰巳真司議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 17、議案第 13 号 職員の旅費に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決することに決しました。

○辰巳真司議長 次に、日程第 18、議案第 14 号 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例の制定について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい、恐れ入りますが議案書 53 ページ、議案参考資料 29 ページをお開きください。日程第 18、議案第 14 号 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例の

制定について、でございます。

この改正は、この度の消防広域化を契機に、現に効力を有する大阪南消防組合の条例の内容、効力等に影響を及ぼさない程度において、用語、用字、送り仮名等を統一した表現に整理を行うものでございます。

主な制定内容の1点目は、既存の条例中の用語等については、告示、訓令及び通達に定めるところに従い、所要の改正、整理を行うものでございます。

2点目は、既存の条例中において引用した法令及び条例に公布年及び公布番号の欠けているものについては、括弧書きで公布年及び公布番号を付して整理を行うものでございます。

3点目は、既存の条例中において引用された条例の括弧書き内の統一を行うものでございます。

4点目は、既存の条例の題名において「大阪南消防組合」が用いられていないものにつきましては、原則「大阪南消防組合」を用いる改正を行うものでございます。

5点目は、既存の条例中の表記で整理を必要とするものにつきましては、句読点の整理や当該条例の制定の目的及び意義に反しない範囲で内容に即して適切な表現に整理するなど、所要の改正を行うものでございます。なお、この条例の施行は、公布の日とします。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○辰巳真司議長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第18、議案第14号 大阪南消防組合条例の用字、用語等の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決しました。

○辰巳真司議長 次に、日程第19、一般質問についてですが、4名の議員より質問を受けております。まず2番 丹羽実議員の質問を許可いたします。

◆2番（丹羽実議員） （挙手）議長。

○辰巳真司議長 丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） 2番議員の河内長野の丹羽でございます。

林野火災についてお尋ねをいたします。

今年の2月には岩手県の大船渡市で、続く3月には愛媛県の今治市、また岡山県の岡山市で大規模な林野火災が発生をいたしました。

それで、大阪南消防のこの管内での林野火災についてお聞きをいたします。

ちょっと細かく1番目です。年間を通じて管内での発生件数、それから発生の時期、それから発生場所をお聞きをいたします。

2番目、主な原因は、人為的なものなのか、それとも自然発生的なものなのかをお聞きをいたします。

その次、3番目、最近の温暖化傾向を受けて、今年の3県の林野火災は、本消防とか消防団に対して、どのような訓練や想定がこれから必要になってくるのかということをお聞きをいたします。

最後4つ目です。一般の市町村民に対してどのような啓発活動が必要なのか、またその具体的な内容とそれからそれについての予算取りというのはどうなっているのでしょうか。

以上です。よろしくお願いをいたします。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長 （挙手）議長、警防部長武田です。

○辰巳真司議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい、お答えいたします。

まず、管内での林野火災発生件数等についてですが、消防広域化後の令和6年4月から2件発生しておりますが、ニュースで流れているような大きな林野火災ではございません。1件目

は、令和7年1月、河内長野市喜多町におきまして、午前8時49分の覚知で私有林約100㎡が焼損し、原因については放火の疑いで、もう1件は、令和7年2月、富田林市平町にて午前6時14分覚知、天然林約100㎡が焼損しており、原因については不明でした。

続きまして、当消防組合や消防団の林野火災に対応する訓練についてでございますが、ご承知いただいているとおり、管内には奈良県と和歌山県に接する山地が連なっていることから、関係機関と消防相互応援協定を締結しており、特に山間部が多い河内長野市においては消防団も参加し、定期的に林野火災を想定した訓練を実施しています。また、発生のある可能性のある林野火災に備え、消防特別警戒を実施し、事前視察や資機材の点検・準備、また、火災が発生した想定の上訓練等を行い、警戒する職員及び消防団員も増員した準備を行っております。

最後に住民に対する啓発活動については、毎年3月の全国山火事予防運動の時期に、消防車両による広報活動と併せ山林パトロールを実施しております。また、阪和林野消防協議会の事業にて、大阪市消防局航空隊に一斉防火広報の実施を依頼し、ヘリコプターでの予防広報を行っております。

当消防組合においては、管轄面積286.83km<sup>2</sup>のうち、山林が約50%の136km<sup>2</sup>を有し、生駒山系、ダイヤモンドトレイルなど連なった山岳を多く管轄していることから、議員と同様に懸念しているところであり、予防活動はもちろんの事ですが、有事の際の対応としまして令和6年度にミキサー車やタンクローリー車を所有している民間事業者と災害時における消防用水の供給支援協力に関する協定を締結しました。今後においても、林野火災に限らず管内の安心・安全を守るべく様々な対策に取り組んでまいります。予算については、これらの取組みに係る人件費や燃料代、印刷代等、特別に計上しているものはございません。以上で答えとさせていただきます。

◆2番（丹羽実議員）（挙手）

○辰巳真司議長 丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） はい、答弁ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

令和7年2月の富田林市の平町において発生した林野火災についてですけれども、原因が不明との答弁でありましたけれども、原因が不明という事にはちょっと納得ができないんですけども、その原因が分からないということは結局対策もできないということになりますので、どのような現場検証ですかね、したのか、また国内においては、多分落雷によります自然発生的なものはほとんどないというふうに聞いております。しかし、近年の温暖化や異常な乾燥で林野火災が発生しないともいえないので、お聞きをいたします。それと最初の答弁のところで民間業者からミキサー車やタンクローリー車、これをいざというときは借りる業務協定ですか、やっておられるということなんですけども、タンクローリー車というのは当然液体を運ぶものなので分かるんですけども、このミキサー車というのは本来いつもはコンクリートを運んでいるんですよ。大きさも多分2トンや4トンや10トンやたくさんあると思うんですけども、このミキサー車にもコンクリートをきれいにしておきに水を入れるんでしょうかね。その辺のところ、もし分かるんでしたらお願いをします。いま下の駐車場にも結構大きなタンクローリー車あると思うんですけども、どれくらいのコンクリートじゃ無しに水が運べるのかも、もし分かたらでいいですけども、お答えをよろしくお聞きをいたします。

◎武田嘉泰警防部長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい、お答えいたします。

火災の原因調査については、一般的に通報者や近隣住民や初期消火者に聞き込みを実施するとともに、現場において、燃えの広がり方や油成分を検知できる機器を用いて現場検証を実施しております。今回ご質問の富田林市平町の林野火災につきましては、過去に枯草等を集めて燃やしていた目撃情報があったものの、当日の目撃情報はなかったこと、また、たばこの投げ捨てや放火について検証するも、物的証拠が発見できなかったため、原因を断定するに至らず、出火原因は不明としたものであります。

しかし、議員おっしゃる通り自然発生的に出火した可能性は極めて低く、国の統計を見ても林野火災は人為的発生によるものが多いと言われていることも考慮し、警察に巡回を依頼するとともに、消防車による警戒パトロールを数日間実施しました。

それと、議員質問の民間事業者との締結についてですが、生コンクリート、普段はコンクリート入っている車両なんですけども、災害時にはコンクリートをその中から抜いて、そこに消防用水ですかね、水を入れて現場に駆けつけていただくようなかたちで、災害時には駆けつけていただけます。大きさにつきましては、私どもは何トン何トンと指名はしていないんで、その時に対応できる車両を持っていたらと。

一応、参考までに大阪府の生コンクリート協同、ようは大きな団体があって、この管内にもそういう生コン業者がありますのでどこかから山間部で水利が乏しいところは、その水を持ってきていただいてその水を使って山林火災に対応する体制でございます。以上です。

◆2番（丹羽実議員）（挙手）

○辰巳真司議長 丹羽実議員。

◆2番（丹羽実議員） はい、答弁ありがとうございます。それでは最後ですから、要望をさせていただきます。

全国で林野火災が特に多発するというか、乾燥によりますというかがありますので、管内での発生に備えて、更なる啓発活動や訓練、消防組合としても強化をしていただくことをお願いをします。

最後に林野火災が発生しますと、延焼が大きくなりますと消火や避難、誘導など消防組合だけでは劣勢になるというふうに思われますので、林野火災だけではないですけれども、今後起こりうる大災害への備えて、構成市町村や消防団ですら特に更なる連携を強めていただいて、防災力強化目指して取り組んでいただきたいということを申し上げて、要望・質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○辰巳真司議長 次に6番 西田いく子議員の質問を許可いたします。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 西田議員。

◆6番（西田いく子議員） 通告に基づきまして質問させていただきます。

万博会場で燃焼下限域を超えるメタンガスが発生していることを元消防士が、ガス検知器で検出いたしました。近くにいたスタッフに伝えましたが対応されず、防災センターに伝えに行ったのですが、「許可証がないと入れない」と制止されたことから、自らが消防署に通報いたしました。ところが、到着までに時間を要し、到着に際してもサイレンを鳴らしませんでした。

また駆けつけた消防隊が爆発濃度のメタンガスを計測したにもかかわらず、すぐに現場の立ち入り制限をかけていなかったと聞き及んでいます。

普段、ガス爆発が現実にかかることをあまり想定していませんでしたし、消防職員の方がガス検知器を扱い、災害時に備えていることも理解しておりませんでした。ただこの万博の件で身近な問題と考えるようになりました。

そこでお尋ねします。

大阪南消防管内で、ガスが発生し、緊急体制を取ったことはあるのでしょうか。また実際に、ガス爆発の現場に駆け付け、救助活動を行ったことはあるのでしょうか。ガス爆発の危険性がある施設・場所と認識し、絶えず警戒しているところが管内にあるのでしょうか。最後に万博の件のような、ガス発生時において、サイレンも鳴らさず、通報があっても非常線も張らない、このような活動はあるのでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長（挙手）議長。

○辰巳真司議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい、お答えいたします。

まず、ガス漏れ事故として出場しているのは、令和6年において15件発生しておりますが、都市ガス等の漏洩、異臭疑い及び一酸化炭素を発生させた自殺事案によるもので、議員が懸念しておられるメタンガス発生による出動はございません。

また危険性がある施設・場所につきましては、関係法令通りに設置されていますので警戒している施設はございませんが、高圧ガスや液化ガスを取り扱う危険物施設においては、定期的な立入検査を実施しています。

次に、サイレンについてのご質問ですが、まず、119番で入電しますと原則、赤色灯とサイレンを吹鳴させ、緊急走行で現場に向かいますが、ガス漏れ警戒出場となると爆発危険も考えな

くてはならず、消防車両にはサイレン等電気機器が多く装備していることから、災害現場手前で停車し、発火爆発危険を回避するためサイレンを止め走行することがございます。

次に、非常線のご質問ですが、ガス漏れ警戒で出場した場合は、風向きを考慮し、当消防局ガス事故活動要領に沿って警戒テープ等を活用して警戒区域を設定し活動を実施しています。

以上でございます。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）

○辰巳真司議長 西田議員。

◆6番（西田いく子議員） ご答弁ありがとうございます。

ガス漏れ事故に対して、危険防止を目的にサイレンを止める事もあるというのは理解いたしました。

着火すれば、爆発の危険がある下限濃度5vol%を超えるメタンガスが検知されたのですから、慎重にならざるを得なかった。それだけ現場は危険な状態だったということが、改めて今の答弁で確認できました。

万博会場に限らず、先日、東京都においても工事現場でガス爆発により多くの負傷者が発生した事故も起こっています。

消防隊の到着を待つ間に、なぜ入場者が危険な場所に近づかないための措置を取れなかったのか、安全面での不安を大きく感じました。

入場者が危険な場所は、消防職員さんにとっても危険な場所です。任務にあたる消防職員さんは、ガス事故に限らず常に危険にさらされていることから、各種活動要領に則り、自分の命を守るためにも安全管理を第一優先とした活動を実施した上で、管内住民の安心・安全を守るという強い使命感を持って、これからも業務に励んでいただくことをお願いし、私からの要望を終わります。

○辰巳真司議長 次に13番 西川宏議員の質問を許可いたします。

◆13番（西川宏議員）（挙手）

○辰巳真司議長 西川宏議員。

◆13番（西川宏議員） 議長の許可をいただきましたので、早速ではございますが、一般質問にはいらさせていただきます。

近年、全国的に救急車による救急搬送件数が増加の一途を辿っており、本市においても例外ではありません。総務省消防庁の発表によれば、令和5年中の全国における救急出動件数は、過去最多を記録し、救急隊の負担増、現場到着時間の延伸、更には軽症者の搬送による医療資源の圧迫など、様々な課題が顕在化しております。

このような状況は、住民の生命に関わる重要な問題であり、救急医療体制の維持・強化は喫緊の課題であると認識いたしております。

そのような中、昨年ではありますが私の知人からある相談というか愚痴を聞きました。詳しくは、時間の都合上、割愛させていただきますけども、簡単に申しますと「救急車を呼んで現場には来てくれたんですが救急搬送を拒まれた。」という内容でございます。「そんなことは絶対ない」と私は思いつつ聞いておりましたが、意志のすれ違いとでも言うのでしょうか、結局その後、緊急入院されたということでした。現場で必死に働いておられる消防署職員、救急隊員の方々の名誉にもかかわることでもあり、この場をお借りして質問させていただきます。

まず、救急現場に到着後、病院へ搬送しない、いわゆる「不搬送事案」は年間どれくらいの件数があるのか、また病院搬送をしないと判断するための根拠をお伺いいたします。

また、救急隊の負担増や現場到着時間の延伸といった課題も顕在化しております。こうした状況の中、軽症者の安易な利用抑制や、限りある医療資源の適正利用を目的として、救急車の有料化が議論されることがあります。

救急車の不適正利用に対する取組みの一環として、茨城県や三重県の松阪市では、「選定医療費」いわゆる有料化という取り組みを実施しておりますが、救急車の有料化は、市民の命や健康に関わる極めて重要な問題であり、その導入には慎重な検討が必要でございます。特に、経済的な理由から救急車の利用を躊躇する事態が生じ、結果として重症化を招くようなことがあってはならないと思います。

つきましては、救急車の有料化について、大阪南消防組合としてどのように認識されているのか、また、今後の方向性について大阪南消防組合の見解をお示してください。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 お答えいたします。まず不搬送事案についてですが、救急現場へ到着後、病院へ搬送しない不搬送件数は、令和6年において、全救急出場件数 32,887 件中、4,456 件で 13.5%と多く、約8件に1件は不搬送となっています。

また、救急隊が病院へ搬送しないとする根拠があるのは明らかな死亡と判断できる場合のみで、令和6年の全不搬送件数 4,456 件中 538 件で 12%となっています。不搬送の理由で一番多いのが、容体の回復や、もう少し様子を見るとの理由から患者本人や家族が辞退や拒否を申し出たことによるもので、不搬送事案全体の 73%を占めています。

次に「選定療養費」という取り組みですが、議員ご承知のとおり、救急搬送されたものの結果的に入院に至らず医師が軽症と判断した場合や、救急車要請時の緊急性が認められない場合に病院が徴収するしくみですが、急を要さない救急車の利用を減らし、救える命を確実に救うためには必要な取り組みの一つとは考えておりますが、議員も懸念されているとおり本当に重症な人が利用をためらう「要請控え」や有料化による様々なトラブルが起きるなど課題もあることから、今後の国や府からの情報をはじめ、他の自治体の取り組みにも注視しながら慎重に検討してまいります。以上です。

◆13 番 (西川宏議員) (挙手)

○辰巳真司議長 西川議員。

◆13 番 (西川宏議員) ありがとうございます。

不搬送件数が全体の 13.5%もあるということには大変驚きを隠せません。不適正に救急車を要請することによって、本当に救急車を必要とする重症患者への到着が遅れることを私も一番懸念しているところであります。

救急車の有料化というのは賛否両論ありまして、私としてもまだまだ研究不足ではありますが、他の自治体からの情報を集めるなど、救急車の適正利用における様々な取り組みへの検討をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○辰巳真司議長 次に 16 番 笹井喜世子議員の質問を許可いたします。

◆16 番 (笹井喜世子議員) (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 笹井議員。

◆16 番 (笹井喜世子議員) はい、ありがとうございます。通告に従いまして大阪・関西万博の職員派遣体制についてお尋ねをいたします。

現在、大阪・関西万博が開催をされておりますが、消防組合からの職員派遣はどのようにされているのか。また、万博会場で災害事故など発生した際の出動要請などはどうされているのか。また、そうしたものを要請された場合、当消防組合管内の消防や救急体制への影響はどのようにあるのか。以上よろしく願いいたします。

○辰巳真司議長 ただいまの件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長 (挙手) 議長。

○辰巳真司議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい、お答えいたします。

当消防組合からの職員の派遣については、大阪市消防局からの協力依頼により大阪・関西万博消防センターへ、開幕前の1月14日から1か月間、予防課員1名を会場建物の消防設備検査員として派遣を行いました。また、本年の8月1日から1か月間、消防業務全般を担う隔日勤務員1名の派遣を予定しております。

次に出動要請についてですが、準備期間も含め、本日現在、大阪市消防局からの出動にかかる応援要請はございません。

万が一、要請された場合、万博に限らず取り決めとして、大阪府下広域消防相互応援協定を締結しており、この協定により、要請された消防隊等を応援出場させることとなります。

出動させた場合の管内体制につきましては、週休者などの職員を招集し、応援出動隊数の人員を補い、管内の警備を行わせることとしており、消防広域化による消防力の強化もあり、管内の体制には影響はないと考えております。以上でお答えとさせていただきます。

◆16 番 (笹井喜世子議員) (挙手)

○辰巳真司議長 笹井議員。

◆16 番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございました。

当消防組合から万博会場への派遣は、開幕前に1名、今後、8月1日から1か月間1名が派遣をされるということが分かりました。派遣については、業務への支障というものが無いように思いましたので、現地で経験した内容など、職員の皆さんで共有していただくことをお願いしておきます。

また、万博会場付近においての災害時の応援出場についても、大阪市消防のみで対応できない場合は応援出場をされるということです。その体制については、消防広域化による消防力強化により、管内には影響のないよう取り組むということまでよろしくお願いいたします。

特にいま、万博会場ではメタンガスなど有毒なガスが常に発生している場所です。先の会場整備中にもガス爆発が起こったということもある、先の質問にもありましたが、万博開催後もガス漏れが発見されるなどの危険があるということも分かっております。

現在、多くの小中学生が遠足にも行っているところでもあります。大阪南消防組合としても、事故が起こらない、十分な対策を求めていますようお願いを申し上げます、質問を終わります。

○辰巳真司議長 日程第19、一般質問については、通告は以上となります。

---

○辰巳真司議長 以上で付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年大阪南消防組合第2回定例会を閉会いたします。

本日は慎重なご審議誠にありがとうございました。提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことは、心からお礼を申し上げたいと思います。

△閉会 午前11時32分

---

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

副議長

三島克則

大阪南消防組合議会

議長

辰巳真司

大阪南消防組合議会

12 番議員

高田伸也

大阪南消防組合議会

13 番議員

西川 宏